

社会福祉法人ピースオブマインド・はまゆう個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人個人の人格の尊重のもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、社会福祉法人ピースオブマインド・はまゆう（以下「当法人」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、当法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）
 - ②個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号（DNA、顔、虹彩、声紋歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）
 - ②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等）
- (3) 個人情報データベース等とは、特定の個人情報を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (4) 個人データとは、個人情報データベース等を構築する、個人情報をいう。
- (5) 保有個人データとは、当法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、そ

の存在が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるものをいう。

(6) 本人とは、個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(7) 従事者とは、当法人の指揮命令を受けて、当法人の業務に従事する者をいう。

(8) 匿名化とは、個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(当法人の責務)

第3条 当法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 当法人は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 当法人は、個人情報を取り扱う事業ごとに、個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を特定するものとする。

(利用目的外の利用制限)

第6条 当法人は、あらかじめ本人に同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 当法人は、合併その他の事由により他の社会福祉法人等から事業を継続することに伴って個人情報を取得した場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 4 当法人は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 当法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 当法人が、次の各項の要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を必要とする。

- (1) 人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報
 - ①身体障害、知的障害、精神障害等があること
 - ②健康診断その他の検査の結果
 - ③保健指導、診療・調剤情報
 - ④本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - ⑤本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと
- (2) その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮をようするものとして政令で定めるもの

3 当法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令等の規定に基づくとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき
- (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したものでその目的を達成し得ないと認められるとき

4 当法人は、前項第4号又は第5号の規定に該当して、本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努める

ものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 当法人は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 当法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って、契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 当法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 当法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な処置を講ずるものとする。

3 当法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 当法人は、利用目的に関し、保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 当法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を当法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 当法人は、前項第3号に規定する、利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置くものとする。

4 当法人は、個人データを第三者へ提供したときは、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。又、第三者から個人データを受け取る場合は、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第11条 当法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該個人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 当法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

(3) 他の法令に違反することとなる場合。

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第12条 当法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出者に対し、書面により通知するものとする。

2 当法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第13条 当法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、当法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、当法人総合施設長（以下「管理者」という。）とする。

3 管理者は、当法人理事長（以下「理事長」という。）の指示及び本規定の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業員に対する教育・事業訓練等を行う責務を負うものとする。

4 管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を分掌する従業員に委任することができるものとする。

(苦情対応)

第14条 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、管理者とするものとする。

3 管理者は、苦情対応の業務を従業員に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業員の義務)

第15条 当法人の従業員又は従業員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだ

りに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規定に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第 8 章 雑 則

(その他)

第 1 6 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1、この規程は、平成 26 年 4 月 12 日から施行する。

2、この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。